

検索・救助費用保険 普通保険約款および特約条項

普通保険約款・特約条項	ページ
1. 検索・救助費用保険普通保険約款	1
2. 第三者（コミュニティ等）による保険料支払特約条項	12

1. 検索・救助費用保険普通保険約款 目次

第1章 用語の定義

第1条 用語の定義

第2章 補償条項

第2条 保険金を支払う場合

第3条 保険金を支払わない場合

第4条 検索・救助費用の範囲

第5条 保険金の支払額

第3章 基本条項

第6条 保険証券の発行の省略

第7条 当会社の責任開始期

第8条 告知義務

第9条 保険契約者の住所または通知先の変更

第10条 契約内容の変更

第11条 保険料の払込

第12条 保険料の払込方法（経路）

第13条 保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の 保険契約の取扱

第14条 保険契約の無効

第15条 保険契約の消滅

第16条 保険契約の取消し

第17条 保険契約者による保険契約の解除

第18条 重大事由による解除

第19条 保険契約解除の効力

第20条 保険料の取扱－契約内容の変更の場合

第21条 保険料の取扱－無効、消滅、取消または解除の 場合

第22条 保険契約の更新

第23条 保険契約を更新するときの保険料その他の契約内 容の見直しをする場合

第24条 遭難事故の通知

第25条 保険金の請求

第26条 保険金の支払時期および支払方法

第27条 時効

第28条 他の保険契約等がある場合の保険金の支払額

第29条 代位

第30条 保険料の増額または保険金額の減額もしくは保険 金の削減払

第31条 保険契約者死亡時の取扱

第32条 保険契約者が複数の場合の取扱

第33条 契約年齢の計算方法および誤りの場合の取扱

第34条 訴訟の提起

第35条 準拠法

第4章 保険料をクレジットカードにより払い込む場合の特則

第36条 クレジットカードによる保険料の払込

第37条 保険料の払込

第38条 諸変更

第5章 保険料を口座振替により払い込む場合の特則

第39条 口座振替による保険料の払込

第40条 保険料の払込

第41条 諸変更

検索・救助費用保険普通保険約款

2025年10月9日

第1章 用語の定義

第1条（用語の定義）

この普通保険約款において、つぎの用語の意味は、それぞれつぎの定義によります。

	用語	定義
か	契約内容確認証	保険契約の締結とその内容を証するもので、当会社が保険契約者に対し電磁的方法等によって交付するものをいいます。
	契約年齢	この保険契約の契約日における被保険者の年齢をいいます。
	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約締結の際の契約申込画面等の入力事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。
さ	責任開始期	保険契約の締結に際して、当会社の保険契約上の責任が開始される時をいいます。
た	他の保険契約等	この保険契約と保険金の支払事由を同じとする保険契約または共済契約をいいます。
	電磁的方法等	電子メール等の通信手段を利用する方法または書面による方法のうち当社が定めるものをいいます。
は	被保険者	契約内容確認証記載の被保険者をいいます。
	変更内容確認書	契約内容の変更の承認を証するもので、当会社が保険契約者に対し電磁的方法等によって交付するものをいいます。
	保険期間	責任開始期から当会社の保険責任が終了するまでの期間をいい、契約内容確認証に記載されます。
	保険金	この保険契約により補償される損害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭をいいます。
	保険金額	保険契約において設定する契約金額のことをいい、第2条（保険金を支払う場合）に規定する遭難事故により検索・救助活動が行われたことを直接の原因として被保険者が第4条（検索・救助費用の範囲）に規定する検索・救助費用を負担したことで被った損害に対し、当社が支払う保険金の限度額となります。その金額は契約内容確認証に記載されています。
	保険金の電子マネー払	資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に定める資金移動業または前払式支払手段を用いて、被保険者または保険金を受け取るべき者の資金移動業口座または前払式支払手段への資金チャージを行うことにより保険金を支払うことをいいます。なお、資金移動業口座および前払式支払手段は当社の指定したものに限り、これらを提供する事業者を「提供事業者」といいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

- 当社は、被保険者が日本国内における登山（注1）の行程中に遭難事故（注2）に遭い、検索・救助活動が行われた場合に、被保険者またはその法定相続人（注3）が第4条（検索・救助費用の範囲）に規定する検索・救助費用を負担したことによって被った損害に対し、この普通保険約款にしたがい、保険金を支払います。
- 当社は、損害の原因となった第1項の遭難事故（注2）の発生が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。

（注1）登山

主に山頂等を目指して、整備された登山道または登山道のないところを歩く活動をいい、ザイルやハーケンなどを使って岩を登る「岩登り」、アイゼンやピッケルなどを使う「雪山登山」、トレイルランニング、トレッキング、ハイキング、山岳キャンプ（オートキャンプは含みません。）等を含みます。

（注2）遭難事故

遭難場所を管轄する警察署、消防署または地方公共団体等の公的機関へ遭難の連絡がなされたものに限ります。また、遭難の事実が明らかでない場合であっても、警察署、消防署または地方公共団体等の公的機関により検索・救助活動を要する状態となったことが確認されたときは、遭難したものとみなします。

（注3）その法定相続人

第1項の遭難事故（注2）により被保険者が行方不明の場合は、第1項の遭難事故（注2）発生時に被保険者が死亡した場合における被保険者の法定相続人とします。また、被保険者に法定相続人のない場合は、被保険者に代わって第4条に規定する検索・救助費用を負担した者とします。

第3条（保険金を支払わない場合）

1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - (2) 核燃料物質（注1）または核燃料物質（注1）によって汚染された物（注2）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (3) 放射性物質もしくは放射性物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (4) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
2. 第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、当会社は、その影響の程度に応じ、保険金を削減して支払うか、または保険金を支払わないことがあります。

（注1）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注2）核燃料物質（注1）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第4条（搜索・救助費用の範囲）

第2条（保険金を支払う場合）に定める搜索・救助費用とは、遭難した被保険者の搜索・救助活動に従事した者（公的機関や公的機関から委嘱された民間機関等をいいます。以下同じ。）から請求されたつぎの各号に定める搜索・救助活動に伴い発生する費用のうち、被保険者またはその法定相続人（注）が負担することが相当と認められ、かつ、被保険者またはその法定相続人（注）が実際に負担した費用をいいます。ただし、搜索・救助活動に直接従事しない被保険者の親族の駆け付け費用、搜索・救助活動に従事した者に対する謝礼費用、搜索・救助活動が終了した後の遺体搬送費等、搜索・救助活動に直接関連しない費用は除きます。

- (1) 対人費用（搜索・救助活動に従事した者の人件費・日当等でその名称を問いません。）
- (2) 対物費用（対人費用以外の装備費・保険料・交通費・食糧費等でその名称を問いません。）
- (3) ヘリコプター運航費用（運航にかかる一切の費用を含みます。）
- (4) 第1号から第3号までの費用以外で当会社が妥当と認めた費用

（注）その法定相続人

第2条に規定する遭難事故により被保険者が行方不明の場合は、第2条に規定する遭難事故発生時に被保険者が死亡した場合における被保険者の法定相続人とします。また、被保険者に法定相続人のない場合は、被保険者に代わって本条で規定する搜索・救助費用を負担した者とします。

第5条（保険金の支払額）

1. 当会社が第2条（保険金を支払う場合）により保険金として支払うべき額は、第4条（搜索・救助費用の範囲）に規定する搜索・救助費用の額とします。
2. 被保険者を含む複数名が同時に遭難し、それら複数の遭難者に対して搜索・救助活動が合同的に行われた場合などで、搜索・救助活動に従事した者から複数の遭難者に対しまとめて搜索・救助費用が請求されたときは、当会社が別に定めるところにより保険金の支払額を算出します。
3. 第1項または第2項により当会社が支払う保険金の額は、第2条に規定する遭難事故1回につき保険金額を限度とします。
4. 当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は減額されません。

第3章 基本条項

第6条（保険証券の発行の省略）

1. 当会社は、この保険契約において、保険証券、保険契約継続証またはこれに代わる書面（以下、この条において「保険証券等」といいます。）の発行を行いません。
2. 当会社は、保険証券等の発行に代えて、契約内容確認証を電磁的方法等によって交付します。

第7条（当会社の責任開始期）

1. 当会社は、保険契約の申込を承諾した場合に、保険契約の申込またはこの保険契約に関する告知のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。

2. 当社が責任を開始する日の属する月の翌月 1 日を契約日とします。
3. 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては当社が責任を開始する日からその日を含めて計算します。
4. 当社の保険責任は、保険期間の末日の午後12時に終了するものとします。
5. 当社が保険契約の申込を承諾した場合には、契約内容確認証の送付をもって承諾の通知とします。この場合、契約内容確認証には、保険契約を締結した日を記載せず、第 2 項の契約日を記載します。

第 8 条（告知義務）

1. 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
2. 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、保険契約者に対する電磁的方法等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者に通知します。
3. 第 2 項の規定は、つぎのいずれかに該当する場合は適用しません。
 - (1) 第 2 項に規定する事実がなくなった場合
 - (2) 当社が保険契約締結の際、第 2 項に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当社のために保険契約の締結の媒介を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
 - (3) 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき損害が発生する前に、告知事項につき、電磁的方法等をもって訂正を申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - (4) 当社が、第 2 項の規定による解除の原因があることを知った時から 1 か月を経過した場合または保険契約締結時から 5 年を経過した場合
4. 第 2 項の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
5. 第 4 項の規定は、第 2 項に規定する事実に基づかずに発生した第 2 条（保険金を支払う場合）に規定する遭難事故による損害については適用しません。

第 9 条（保険契約者の住所または通知先の変更）

1. 保険契約者が契約内容確認証記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。
2. 保険契約者が第 1 項の通知を行わなかった場合は、当社は、保険契約者が最後に当社に通知した住所または通知先に発信した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

第10条（契約内容の変更）

保険契約者は、保険期間中に第 8 条（告知義務）および第 9 条（保険契約者の住所または通知先の変更）以外の契約内容の変更をすることはできません。

第11条（保険料の払込）

1. この保険契約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、保険料は、保険料払込期間中、第12条（保険料の払込方法（経路））に定める保険料の払込方法（経路）により、責任が開始される日からその日を含めて責任が開始される日の属する月の翌月末日まで（以下「払込期月」といいます。）に払い込んでください。
2. 第 1 項の保険料が払い込まれないまま、払込期月中に保険金を支払うべき損害が生じたときは、当社は、未払込保険料を支払うべき保険金から差し引きます。ただし、保険金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、第13条（保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱）に定める猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当社は、保険金を支払いません。

第12条（保険料の払込方法（経路））

保険契約者は、つぎのいずれかの保険料の払込方法（経路）のうち当社の認めた方法により保険料を払い込んでください。

- (1) 当社の指定したクレジットカードを利用して払い込む方法
- (2) 当社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 金融機関等の当社の指定した口座に送金することにより払い込む方法

- (4) 所属コミュニティまたは所属コミュニティの代表者が保険契約者の支払うべき保険料を負担することにより支払う方法（所属コミュニティと当会社の間に協定が取りかわされている場合に限り。）

第13条（保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱）

1. 保険料払込の猶予期間は、払込期月の翌月初日から翌々月末日までとします。
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約を無効とします。
3. 猶予期間中に保険金を支払うべき損害が生じたときは、当会社は、未払込保険料を支払うべき保険金から差し引きます。ただし、保険金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険金を支払いません。

第14条（保険契約の無効）

1. 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
2. 第1項の規定により無効となる場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第15条（保険契約の消滅）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合は、その事実が発生した時に保険契約は消滅します。

第16条（保険契約の取消し）

1. 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する電磁的方法等による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。
2. 損害が発生した後に第1項の規定による取消しが行われた場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第17条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する電磁的方法等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第18条（重大事由による解除）

1. 当会社は、つぎのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する電磁的方法等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者に通知します。
 - (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、つぎのいずれかに該当すること。
 - (ア) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下本号において同じ。）に該当すると認められること。
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - (エ) 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - (4) 第1号から第3号までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、第1号から第3号までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
2. 第1項の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、第1項第1号から第4号までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
3. 第1項第3号の事由のみが生じたことにより第1項の規定による解除がなされた場合には、第2項の規定は、第1項第3号(ア)から(オ)までのいずれにも該当しない被保険者または保険金を受け取るべき者に支払うべき保険金については適用しません。

第19条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第20条（保険料の取扱－契約内容の変更の場合）

1. 当社は、第8条（告知義務）第1項により告げられた内容が事実と異なる場合において、変更前の保険料と変更後の保険料に差額が生じるときは、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、変更内容確認書記載の払込期間内にその全額を払い込まなければなりません。
2. 第1項の規定による追加保険料を請求する場合において、追加保険料が払い込まれないまま、責任開始期から変更内容確認書記載の払込期間の末日までに保険金を支払うべき損害が生じたときは、当社は、未払込追加保険料を支払うべき保険金から差し引きします。ただし、保険金が未払込追加保険料に不足する場合には、保険契約者は、第3項に定める猶予期間の満了日までに未払込追加保険料を払い込むことを要し、この未払込追加保険料が払い込まれない場合には、当社は、保険金を支払いません。なお、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
3. 第1項の追加保険料の払込の猶予期間は、変更内容確認書記載の払込期間の属する月の翌月初日から翌々月末日までとし、猶予期間内に追加保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
4. 第1項の追加保険料の払込の猶予期間中に保険金を支払うべき損害が生じたときは、当社は、未払込追加保険料を支払うべき保険金から差し引きします。ただし、保険金が未払込追加保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込追加保険料を払い込むことを要し、この未払込追加保険料が払い込まれない場合には、当社は、保険金を支払いません。
5. 第1項の規定により保険料を返還する場合は、当社は、保険契約者に保険料を返還します。ただし、当社が保険金を支払うときは、被保険者または保険金を受け取るべき者に返還します。

第21条（保険料の取扱－無効、消滅、取消しまたは解除の場合）

1. 当社は、保険契約が無効、消滅、取消しまたは解除となる場合の保険料の返還は、下表の規定に従い取り扱います。

区分	保険料の取扱
(1) 第14条（保険契約の無効）第1項の規定により保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料は返還しません。
(2) 第16条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合	
(3) つぎの(ア)または(イ)の規定により、当社が保険契約を解除した場合 (ア) 第8条（告知義務）第2項 (イ) 第18条（重大事由による解除）第1項	返還保険料はありません。
(4) 第15条（保険契約の消滅）の規定により保険契約が消滅する場合	
(5) 第17条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合	

第22条（保険契約の更新）

1. この保険契約の保険期間が満了する場合、当社は、保険期間満了日の1か月前までに、保険契約者に電磁的方法等により更新案内を通知することとし、保険契約者がその満了日の前日までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続されるものとし、この日を更新日とします。
2. 第1項の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当する場合には、当社は、第1項の更新を取り扱いません。この場合は、当社は、保険期間満了日の2か月前までに保険契約者に更新案内に代えて、電磁的方法等により保険期間満了の案内を通知します。
 - (1) 保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が当社の定める範囲を超えるとき
 - (2) 更新日に当社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき
 - (3) つぎのいずれかに該当し、保険契約の継続が困難と判断したとき
 - (ア) 保険金の請求手続きに際し、必要な調査への協力を得られなかった場合
 - (イ) 同種の事故による保険金の請求を反復的に行うなど、事故発生の偶然性に欠けると判断される場合
 - (ウ) 捜索・救助費用を負担した根拠となる資料の客観性または具体性が不十分である等、保険金の請求の信憑性に欠けると判断される場合
 - (エ) 外形的な事実の証明が不十分な事故等、保険事故の発生について信憑性に欠けると判断される場合
 - (オ) その他この保険契約を更新することが期待しえない(ア)から(エ)までに掲げるもののほか、(ア)から(エ)までの事由がある場合と同程度にこの保険契約の更新を困難とする事由があるとき

3. 更新後の保険契約の保険期間は更新日から1年とします。
4. 更新後の保険契約の保険金額は、更新前の保険契約の保険金額と同額とします。
5. 更新後の保険契約の払込期月については、更新日から更新日の属する月の末日までとします。
6. 更新後の保険契約の猶予期間は、更新後の保険契約の保険料の払込期月の翌月初日から翌々月末日までとします。
7. 更新後の保険契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、更新後の保険契約の効力は生じません。
8. 保険契約が更新された場合には、その旨を、電磁的方法等により保険契約者に通知し、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 更新された保険契約の保険期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算するものとします。
 - (2) 更新後の保険契約には、更新時の普通保険約款および保険料率が適用されます。
 - (3) 更新前の保険契約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当会社は、更新後の保険契約を解除することができます。
 - (4) 当会社は、新たな契約内容確認証を交付しません。
9. 更新日に当会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないときは、この保険契約に代えて、当会社所定の保険契約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第23条（保険契約を更新するときの保険料その他の契約内容の見直しをする場合）

1. 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、当会社の定めにより更新時の保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
2. 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生し、本商品が不採算となったときは、当会社の定めにより保険契約の更新を引き受けないことがあります。

第24条（遭難事故の通知）

1. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第2条（保険金を支払う場合）に規定する遭難事故の発生を知った場合は、第2条に規定する遭難事故の発生日時、発生場所および状況ならびに他の保険契約等の有無および内容（注）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
2. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく第1項の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注）他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第25条（保険金の請求）

1. 当会社に対する保険金請求権は、損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
2. 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち、当会社が求めるものを電磁的方法等により提出しなければなりません。
3. 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、つぎのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - (1) 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
 - (2) 第1号に規定する者がいない場合または第1号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族（注2）
 - (3) 第1号および第2号に規定する者がいない場合または第1号および第2号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、第1号以外の配偶者（注1）または第2号以外の3親等内の親族（注2）
4. 第3項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
5. 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）に規定する遭難事故および第4条（搜索・救助費用の範囲）に規定する搜索・救助費用の内容等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、第2項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
6. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第5項の規定に違反した場合または第2項、第3項もしくは第5項の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 配偶者

法律上の配偶者に限ります。

(注2) 親族

親族に含まれる配偶者は、法律上の配偶者に限ります。

第26条（保険金の支払時期および支払方法）

1. 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要なつぎの事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、第2条（保険金を支払う場合）に規定する遭難事故の原因、第2条に規定する遭難事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - (2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - (3) 保険金の額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および第2条に規定する遭難事故と損害との関係
 - (4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、消滅または取消しの事由に該当する事実の有無
 - (5) 第1号から第4号までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
2. 第1項の確認をするため、つぎに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、第1項の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めてつぎに掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
(1) 第1項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会（注3）	180日
(2) 第1項第1号から第4号までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
(3) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における第1項第1号から第5号までの事項の確認のための調査	60日
(4) 第1項第1号から第5号までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

3. 第1項および第2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、第1項または第2項の期間に算入しないものとします。
4. 第3項の場合のほか、被保険者または保険金を受け取るべき者の事情によって当会社が保険金を支払うことができない期間については、第1項または第2項の期間に算入しないものとします。
5. 第1項または第2項の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
6. 第1項または第2項の規定による保険金の支払は、被保険者または保険金を受け取るべき者の口座（当会社の指定した金融機関等の口座に限ります。）に払い込む方法により支払います。
7. 第5項および第6項の規定にかかわらず、当会社が認めたときは、保険金の電子マネー払を取り扱います。ただし、提供事業者がサービスを終了もしくは停止した場合、または提供事業者のサービスに問題が生じた場合などは、当該提供事業者による保険金の電子マネー払を中止することがあります。

(注1) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が第25条（保険金の請求）第2項および第3項の手続を完了した日をいいます。

(注2) つぎに掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) またはこれに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第27条（時効）

保険金の請求権は、この普通保険約款の規定に定める保険金の請求権を行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

第28条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、損害の額（注2）を超えるときは、当会社は、つぎに定める額を保険金として支払います。

(1) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額（注1）

(2) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

（注1）支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注2）損害の額

免責金額（注3）を差し引いた額に、縮小支払割合（注4）を乗じた額とします。

（注3）免責金額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額をいいます。

（注4）縮小支払割合

それぞれの保険契約または共済契約に縮小支払割合の適用がある場合は、そのうち最も高い縮小支払割合をいいます。

第29条（代位）

1. 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、つぎのいずれかの額を限度とします。

(1) 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

(2) 第1号以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

2. 第1項第2号の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

3. 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する第1項の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

（注）損害賠償請求権その他の債権

当会社が保険金を支払うべき損害に係る保険金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第30条（保険料の増額または保険金額の減額もしくは保険金の削減払）

1. 当会社は、当会社の収支に著しく影響を及ぼす事態が発生した場合は、保険期間の途中において、当会社の定めるところにより、保険責任の残余期間分の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

2. 当会社は、当会社の収支に著しく影響を及ぼす事態が発生した場合は、当会社の定めるところにより、保険金の削減払を行うことがあります。

3. 当会社は、第1項および第2項の適用を行う場合は、速やかに保険契約者に電磁的方法等によりその旨を通知します。

第31条（保険契約者死亡時の取扱）

保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および付帯された特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第32条（保険契約者が複数の場合の取扱）

1. この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
2. 第1項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
3. 保険契約者が2名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および付帯された特約に関する義務を負うものとします。

第33条（契約年齢の計算方法および誤りの場合の取扱）

1. この保険契約の契約日における被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、第1項の契約年齢に、年単位の契約応当日（注）ごとに1歳を加えて計算します。
3. 保険契約申込書（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法を含みます。以下同じ。）に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、実際の年齢が当会社の定める年齢の範囲外であったときは、当会社は、保険契約または付帯された特約を取り消すことができるものとします。

（注）契約応当日

毎年の契約日に対応する日をいいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日をいうものとします。

第34条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第35条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第4章 保険料をクレジットカードにより払い込む場合の特則

第36条（クレジットカードによる保険料の払込）

1. 保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から申出があり、かつ、当会社がこれを承諾した場合に、保険料をクレジットカードにより払い込むことができます。
2. 保険料をクレジットカードにより払い込む場合には、つぎの条件を満たすことを要します。
 - (1) 保険料の払込に使用するクレジットカードとして、保険契約者の指定するクレジットカード（以下「指定カード」といいます。）が当会社の指定するクレジットカードであること
 - (2) 指定カードが、保険契約者とクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約その他これに準じるもの（以下「会員規約等」といいます。）にもとづき、カード会社より貸与され、かつ、使用を認められたものであること
 - (3) 保険契約者が、カード会社の会員規約等にもとづいて、保険料の払込にクレジットカードを使用すること
3. 当会社は、指定カードの有効性および保険料が指定カードの利用限度額の範囲内であること等（以下「指定カードの有効性等」といいます。）の確認を行います。

第37条（保険料の払込）

1. 保険料は、当会社が指定カードの有効性等を確認し、払込期月中の当会社の定めた日（以下「請求日」といいます。）に、カード会社に保険料相当額の請求を行うことによって、当会社に払い込まれるものとします。
2. 第1項の場合、請求日に保険料の払込があったものとし、その日をもって保険料の払込のあった日とします。
3. 同一の指定カードから2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険契約者は当会社に対しその払込順序を指定できないものとします。
4. 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたがい、払い込むべき保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
5. 当会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、つぎのいずれにも該当するときは、その払込期月中の保険料については、第1項の規定は適用しません。
 - (1) 当会社がカード会社から保険料相当額を受け取ることができないこと
 - (2) カード会社が保険契約者から保険料相当額を受け取ることができないこと

第38条（諸変更）

1. 保険契約者は、指定カードを同一のカード会社の他のクレジットカードに変更することができます。また、他のカード会社の発行するクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ当会社および当該カード会社に申し出てください。
2. 保険契約者がクレジットカードによる保険料の払込を停止する場合には、あらかじめ当会社およびカード会社に申し出て、当会社の認めた他の保険料の払込方法（経路）により払い込むこととしてください。
3. カード会社がクレジットカードによる保険料の払込を停止した場合には、当会社はその旨を、電磁的方法等により保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は指定カードを他のカード会社のクレジットカードに変更するか当会社の認めた他の保険料の払込方法（経路）により払い込むこととしてください。
4. 当会社は、当会社またはカード会社の事情により、請求日を変更することがあります。この場合、当会社はその旨をあらかじめ、電磁的方法等により保険契約者に通知します。

第5章 保険料を口座振替により払い込む場合の特則

第39条（口座振替による保険料の払込）

1. 保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から申出があり、かつ、当会社がこれを承諾した場合に、保険料を口座振替により払い込むことができます。
2. 保険料を口座振替により払い込む場合には、つぎの条件を満たすことを要します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が当会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に設置してあること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から当会社の口座へ保険料の口座振替を委任していること

第40条（保険料の払込）

1. 保険料は、払込期月中の当会社の定めの日（以下「振替日」といいます。ただし、この定めの日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。）に指定口座から保険料相当額を当会社の口座に振り替えることによって、当会社に払い込まれるものとします。
2. 第1項の場合、振替日に保険料の払込があったものとし、その日をもって保険料の払込のあった日とします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は当会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
4. 保険契約者は、払い込むべき保険料相当額を指定口座にあらかじめ預け入れておくことを要します。

第41条（諸変更）

1. 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ当会社および当該金融機関に申し出てください。
2. 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ当会社および当該提携金融機関に申し出て、当会社の認めた他の保険料の払込方法（経路）により払い込むこととしてください。
3. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、当会社はその旨を、電磁的方法等により保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関に変更するか当会社の認めた他の保険料の払込方法（経路）により払い込むこととしてください。
4. 当会社は、当会社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、当会社はその旨をあらかじめ、電磁的方法等により保険契約者に通知します。

別表 請求書類

保険金請求書
被保険者の本人確認書類
第2条（保険金を支払う場合）に規定する遭難事故が発生したことおよび捜索・救助活動が行われたことを証明する書類
第4条（捜索・救助費用の範囲）に定める捜索・救助費用の支払明細書およびその支出を証明する書類

- （注）1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。

2. 第三者（コミュニティ等）による保険料支払特約条項 目次

- 第1条 保険料負担者による支払
- 第2条 取扱の範囲
- 第3条 保険料の払込
- 第4条 猶予期間
- 第5条 特約の消滅
- 第6条 主約款または付帯された特約の保険料の払込方法（回数）が月払である場合の特則
- 第7条 主約款が搜索・救助費用保険普通保険約款である場合の特則

第三者（コミュニティ等）による保険料支払特約条項

2025年10月9日

第1条（保険料負担者による支払）

1. 保険契約者は、保険料負担者（当該保険契約者の属する官公署、会社、組合、工場、連合会、同業団体、サービスに係る会員から成るコミュニティその他のコミュニティ（以下「コミュニティ」といいます。）またはその代表者に限る。以下同じ。）に対して、当該保険料負担者が当会社の指定する払込方法により、保険契約の保険料を主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または付帯された特約に定める払込期月（保険料が払込期月内に払い込まれなかったときは、主約款または付帯された特約に定める保険料払込の猶予期間）までに支払うことを委託し、この保険契約を申し込みます。
2. 第1項の保険料負担者とは、当会社および保険契約者に対し、この保険契約の保険料を支払うことを申し出、保険契約者から委託を受けて当会社に保険料を支払う者をいいます。

第2条（取扱の範囲）

1. コミュニティの所属員を保険契約者および被保険者とする保険契約（コミュニティ保険に係るものに限ります。）については、主約款または付帯された特約のほか、この特約を適用して、コミュニティまたはコミュニティ代表者による保険料支払（以下「コミュニティ等支払」といいます。）をします。
2. コミュニティ等支払を行うときは、コミュニティ代表者と当会社と協定書を取りかわします。

第3条（保険料の払込）

1. 保険料は、主約款または付帯された特約に定める払込期月内にコミュニティ代表者が払い込みます。
2. 第1項の場合、コミュニティ代表者が当会社に保険料を払い込んだ日をもって保険料の払込のあった日とします。
3. 第1項の保険料が払い込まれ、かつ、当会社の責任が開始される日の前日（更新後の保険契約の保険料の払込にあつては、更新日の前日）までに保険契約の消滅等により保険料の払込を要しなくなったときは、当会社は、その払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなったときは、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険料負担者に払い戻します。
4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付（以下「保険金等」といいます。）の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を支払うべき保険金等から差し引きます。

第4条（猶予期間）

1. 保険料払込の猶予期間は、主約款または付帯された特約に定める払込期月の翌月初日から翌々月末日までとします。
2. 猶予期間中に保険金等の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を保険金等から差し引きます。

第5条（特約の消滅）

1. つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) コミュニティ代表者から、当会社に対して、保険契約者が当該コミュニティ代表者の運営するサービスの利用を中止したことその他の事由により当該保険契約の保険料を負担しない旨の通知があったとき
 - (2) 保険契約者と保険料負担者の間であらかじめ合意された保険料負担者が保険料を負担する期間が経過したとき
 - (3) 当会社とコミュニティ代表者との協議によりコミュニティ等支払を廃止したとき

2. 第1項の場合には、保険料の払込方法は、主約款または付帯された特約に定める保険料の払込方法（回数）および保険料の払込方法（経路）にもとづき取扱を変更します。

第6条（主約款または付帯された特約の保険料の払込方法（回数）が月払である場合の特則）

主約款または付帯された特約の保険料の払込方法（回数）が月払である場合は、当会社は、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 第3条（保険料の払込）第1項の規定中、「保険料は、」とあるのは「保険料は、毎月、」と読み替えます。
- (2) 第3条第3項の規定中、「第1項の保険料が」とあるのは「第1項の保険料が月単位の契約応当日の前日までに」、「当会社の責任が開始される日の前日（更新後の保険契約の保険料の払込にあつては、更新日の前日）」とあるのは「その日」と読み替えます。
- (3) 第5条（特約の消滅）をつぎのとおり読み替えます。

「第5条（特約の消滅）

1. つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) コミュニティ代表者から、当会社に対して、保険契約者が当該コミュニティ代表者の運営するサービスの利用を中止したことその他の事由により当該保険契約の保険料を負担しない旨の通知があつたとき
 - (2) 保険契約者と保険料負担者の間であらかじめ合意された保険料負担者が保険料を負担する期間が経過したとき
 - (3) 当会社とコミュニティ代表者との協議によりコミュニティ等支払を廃止したとき
2. 第1項第1号の規定によりこの特約が消滅した場合の消滅日は、第1項第1号に規定する通知があつた日の属する月の1日とします。
3. 第1項の場合には、保険料の払込方法は、主約款または付帯された特約に定める保険料の払込方法（回数）および保険料の払込方法（経路）にもとづき取扱を変更します。」

第7条（主約款が搜索・救助費用保険普通保険約款である場合の特則）

主約款が搜索・救助費用保険普通保険約款である場合は、当会社は、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 第5条（特約の消滅）の規定は適用しません。
- (2) つぎの場合には、搜索・救助費用保険普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）および保険料の払込方法（経路）にもとづき、保険料の払込方法に関する取扱を変更します。この場合は、第1条（保険料負担者による支払）から第4条（猶予期間）までの規定は適用しません。
 - (ア) 保険契約者と保険料負担者の間であらかじめ合意された保険料負担者が保険料を負担する期間が経過したとき
 - (イ) 当会社とコミュニティ代表者との協議によりコミュニティ等支払を廃止したとき（第4号（イ）に該当する場合を除きます。）
- (3) 第2号において保険料の払込方法に関する取扱を変更した後、つぎのいずれかに該当した場合は、この特約は消滅します。この場合は、搜索・救助費用保険普通保険約款第22条（保険契約の更新）および第23条（保険契約を更新するときの保険料その他の契約内容の見直しをする場合）の規定は適用せず、この特約が付帯された保険契約は、保険期間満了時に終了します。
 - (ア) コミュニティ代表者から、当会社に対して、保険契約者または被保険者が当該コミュニティ代表者の運営するサービスの利用を中止したことにより当該コミュニティ代表者の運営するサービスの会員でなくなった旨の通知があつたとき
 - (イ) コミュニティ代表者から、当会社に対して、コミュニティ代表者の運営するサービスを廃止する旨の通知があつたとき
- (4) つぎの場合において、保険料負担者から既に保険料が払い込まれていたときは、この特約は消滅し、搜索・救助費用保険普通保険約款第22条および第23条の規定は適用せず、この特約が付帯された保険契約は、保険期間満了時に終了します。
 - (ア) コミュニティ代表者から、当会社に対して、保険契約者または被保険者が保険期間中に当該コミュニティ代表者の運営するサービスの利用を中止したことにより更新日において当該コミュニティ代表者の運営するサービスの会員でないことその他の事由により当該保険契約の更新後の保険契約の保険料を負担しない旨の通知があつたとき
 - (イ) 当会社とコミュニティ代表者との協議によりコミュニティ等支払を廃止し、かつコミュニティ代表者から、当会社に対して、コミュニティ代表者の運営するサービスを廃止する旨の通知があつたとき
- (5) 第4号（ア）または（イ）の場合において、保険料負担者から猶予期間の満了日までに保険料が払い込まれないときは、この特約が付帯された保険契約は、無効とします。なお、更新日において保険契約者または被保険者がコミュニティ代表者の運営するサービスの会員でない場合またはコミュニティ代表者の運営するサービスが廃止されていた場合は、保険契約を更新することはできません。
- (6) 第4号（ア）または（イ）の場合において、保険料負担者から保険料が払い込まれないまま、猶予期間の満了日までに保険金の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を支払うべき保険金から差し引きます。この場合は、この特約は消滅し、搜索・救助費用保険普通保険約款第22条および第23条の規定は適用せず、この特約が付帯された保険契約は、保険期間満了時に終了します。
- (7) 第2号から第6号までの場合は、当会社は、電磁的方法等によって保険契約者にその旨を通知します。